

(別添)

生活福祉資金（総合支援資金）借入申込みに当たっての重要事項説明書
特例貸付

本申込書は、生活福祉資金貸付制度要綱及び令和2年3月11日社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」に基づき貸付けを行うものです。

- 1 借入申請には原則として自立支援相談事業等の利用が要件となります。なお個人の情報や世帯の状況については自立支援相談機関等と共有します。
- 2 生活支援費の借入期間は、借入れを希望する月から原則3ヵ月以内とします。〔ただし、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、1回限り、3ヵ月(延6ヵ月)まで延長できることとします。〕
- 3 生活支援費の1ヵ月あたりの借入限度額は、2人以上の世帯は月額20万円以内、単身世帯は月額15万円以内とします。
- 4 生活支援費の貸付金の据置期間は、最終貸付日から12ヵ月以内とします。
- 5 本資金の償還期限は、据置期間経過後10年以内とします。
- 6 借入れに当たっては、貸付金の利率は無利子とし、連帯保証人は不要とします。
- 7 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合は、延滞している元金に対し年3.00パーセントの延滞利子を支払うこととなります。
- 8 資金を借り受けた者は、借入期間中、就職したとき、他の公的な給付又は貸付けが決定したとき、又は世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 9 借入申込者は、貸付けの決定を受けた後、市町社会福祉協議会に借用書を提出することとします。
- 10 借入金を目的外に使用したときは、貸付金の一時償還又は貸付けの停止を行います。
- 11 借入申込みに当たって、佐賀県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
- 12 借入申込者は、貸付けが決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期の自立に努めるものとします。
- 13 貸付の決定が行われ、借用書の提出され次第、佐賀県社会福祉協議会から直接、指定された口座に送金されるものとします。
- 14 貸付を決定した生活支援費は、毎月、借受人の生活状況の報告いただき、貸付が必要と認められた場合に限り、原則として毎月、借受人の指定した口座に分割送金します。
- 15 申請内容に虚偽が判明した場合は、直ちに貸付けの中止を行い、貸付金の繰上一括償還を求める場合があります。
- 16 審査の結果、「不承認」となった場合、不承認理由はお答えいたしませんのでご了承ください。

佐賀県社会福祉協議会会長 様

生活福祉資金（総合支援資金）の借入申込みを行うに当たり、私は上記留意事項に同意します。

令和 年 月 日

借入申込者

印